

地 域 居 住 機 能 再 生 計 画 書

1. 整備地区及び重点整備地区の区域

(1) 整備地区

名 称：川崎中野島地区

所在地：神奈川県川崎市多摩区中野島 4 丁目、5 丁目及び 6 丁目の一部

面 積：約 4 2 h a

(2) 重点整備地区

名 称：中野島住宅

所在地：神奈川県川崎市多摩区中野島 6 丁目 2 0 0 8 番 1 他

面 積：約 1 . 1 3 h a

2. 整備地区の整備の基本的方針

(1) 整備地区の概要

当地区は、J R 南武線中野島駅の北東に位置しており、戸建て住宅や共同住宅がある良好な住環境にあり、文教施設や工場等にも隣接している。北側には多摩川とその河川敷が広がっている。

地区内には、昭和 3 8 年に入居を開始した市営中野島住宅、平成 2 年に入居を開始した市営中野島多摩川住宅、平成 6 年に入居開始した特定公共賃貸住宅、また、平成 1 1 年に入居開始した市公社が管理する特定優良賃貸住宅の計 1 . 2 千戸があり、その他、戸建て住宅や共同住宅が建設され、大規模な住宅市街地を形成している。

(2) 整備地区の課題

- ・地区の中核をなす市営住宅は、建設後 4 0 ～ 5 0 年を経過しており、老朽化が進行している。
- ・団地居住者の高齢化に伴い、空き室の増加、高齢者対応、生活支援施設等の不足などの課題が顕在化している。
- ・市営住宅は、順次建替事業を進めているが、戻り入居者が多いため、引き続き高齢化が高く、高齢者が健康で安心して住み続けられる環境整備が必要である。
- ・建替えに伴い余剰敷地を生み出し社会福祉施設等の導入を検討する必要がある。
- ・特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅では、近年、空き室が発生している。
- ・その他、公園等公共施設の確保など周辺の住環境向上等の必要がある。

(3) 地域居住機能再生協議会

名 称：川崎市地域居住機能再生推進協議会

代表者：川崎市

構成員：川崎市住宅供給公社

(4) 整備地区の整備の方針

- ・老朽化した団地を建替えて良質な住宅を供給することにより居住水準を向上させるとともに、社会福祉施設等の導入により、地域の居住機能の向上を図る。
- ・団地建替えに伴い駐車・駐輪施設を充実させ、集会所、公園を整備することにより良好な環境の形成・保全に努めるとともに、雨水抑制施設や道路整備など安全で快適な市街地形成を図る。
- ・市と市公社が連携し、市営住宅の建替えにあわせて特定優良賃貸住宅等の空き家を紹介するなどして移転者に適切な住宅を斡旋し円滑な事業推進に資する。
- ・市営住宅に団欒スペースを設けてたまり場を創出し、掲示板を設置して地域の情報を発信する等によりコミュニティの活性化を図る。
- ・導入する社会福祉施設や周辺団体等、多様な主体による連携を図り、高齢者やこどもの見守り活動の拠点作りなどを行うこと等によって、元気な子ども、知恵と時間を持った高齢者等を含めた地域の人々の特性を活かした交流や活動を促し、良好な地域コミュニティを形成し、安心して暮らすことができる地域の居住機能の再生を図る。

(5) 地域居住機能再生計画の目標

- ・団地再生による地域活性化を目指し、市営中野島住宅の入居者をバランスの取れた世代構成にする。
- ・特定優良賃貸住宅等においても、入居率を向上させる。

3. 整備地区の土地利用に関する事項

住 宅 用 地	約 28.8ha (68.6%)
道 路	約 2.6ha (6.2%)
商業・業務用地	約 1.5ha (3.6%)
教 育 施 設	約 5.4ha (12.9%)
公 園 ・ 緑 地	約 0.7ha (1.6%)
農 地 等	約 0.5ha (1.2%)
そ の 他	約 2.5ha (5.8%)

4. 住宅等の整備に関する事項

(1) 主要な街区における住宅等の整備に関する事項

団地名 (工区名) (面積)	事業手法	施行者	建設戸数	住宅建設の基本方針	備考
中野島住宅 (第2～5期) (11,291 m ²)	公営住宅等 整備事業	川崎市	235 戸	・老朽化した公営住宅を建替え、良好な住宅供給を図る。	※各工区予定 2期 103 戸 3期 48 戸 4期 21 戸 5期 63 戸
合計			235 戸		

5. 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

(1) 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

施設名		整備の内容			
公共施設		名称	種別等	事業量	備考
	道路	—	—	—	—
	公園・緑地	未定	公園	508 m ²	—
	下水道	—	—	—	—
	河川	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
公益施設		名称	面積	備考	
	教育施設	—	—	—	
	その他	社会福祉施設等	約 500 m ²	今後、関係者と協議の上、決定する	

6. その他必要な事項

- ・地元自治会等と連携し、周辺住民と一体となった取組みとして、事業を推進する。
- ・事業施行予定期間
市當中野島住宅第2期工事…平成26年度～平成27年度
市當中野島住宅第3期工事…平成28年度～平成29年度
市當中野島住宅第4期工事…平成30年度～令和元年度
市當中野島住宅第5期工事…令和2年度～令和3年度
(※第5期工事に関する委託業務の一部は、令和4年度実施予定)
関連公益施設整備…令和4年度以降
- ・住宅市街地総合整備事業制度要綱の第23第5項第4号及び第5号に規定される対応
公営住宅等整備事業を実施するため、要綱の第4号の取組みに関する検討を行い、
関連公益施設整備である社会福祉施設等の整備について、民設民営による整備

を予定している。

なお、上記の整備については、指定都市に存する当地区における、要綱の同項第5号に規定される対応も兼ねる。